

鳥取県福祉のまちづくり条例(平成20年鳥取県条例第2号)新旧対照表

改正後	改正前
<p>(建築の規模の引下げ)</p> <p>第14条 法第14条第3項の条例で定める建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。)の規模は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模(当該規模に満たない特別特定建築物の建築(以下この条において「小規模建築」という。)をする場合において、当該特別特定建築物の床面積(増築若しくは改築又は用途の変更(以下「増築等」という。)の場合にあつては、当該増築等に係る部分(耐震改修により増加する部分を除く。))の床面積。以下同じ。)の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物(公衆便所を除く。)の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小規模建築の規模)とする。ただし、次の各号に掲げる建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、当該各号に掲げる建築物移動等円滑化基準は、適用しない。</p> <p>(1) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル未満の建築物 <u>令第19条第2項第1号</u>に定める基準(他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。)</p> <p>(2) 床面積の合計が200平方メートル未満の建築物 次に掲げる基準</p> <p>ア <u>令第19条第2項第1号、第3号、第4号及び第7号</u>(これらの規定を<u>令第26条第1項</u>(同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。)に定める基準</p> <p>イ 主たる出入口に係る<u>令第19条第2項第2号イ</u>(<u>令第26条第1項</u>(同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。)に定める基準(幅70センチメートルを超える</p>	<p>(建築の規模の引下げ)</p> <p>第14条 法第14条第3項の条例で定める建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。)の規模は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模(当該規模に満たない特別特定建築物の建築(以下この条において「小規模建築」という。)をする場合において、当該特別特定建築物の床面積(増築若しくは改築又は用途の変更(以下「増築等」という。)の場合にあつては、当該増築等に係る部分(耐震改修により増加する部分を除く。))の床面積。以下同じ。)の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物(公衆便所を除く。)の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小規模建築の規模)とする。ただし、次の各号に掲げる建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、当該各号に掲げる建築物移動等円滑化基準は、適用しない。</p> <p>(1) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル未満の建築物 <u>令第18条第2項第1号</u>に定める基準(他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。)</p> <p>(2) 床面積の合計が200平方メートル未満の建築物 次に掲げる基準</p> <p>ア <u>令第18条第2項第1号、第3号、第4号及び第7号</u>(これらの規定を<u>令第25条第1項</u>(同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。)に定める基準</p> <p>イ 主たる出入口に係る<u>令第18条第2項第2号イ</u>(<u>令第25条第1項</u>(同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。)に定める基準(幅70センチメートルを超える</p>

部分に限る。)

ウ 便所の出入口に係る令第19条第2項第2号(令第26条第1項(同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。)に定める基準

(建築物移動等円滑化基準の付加等)

#### 第15条 略

2 条例対象小規模特別特定建築物については、前項の規定にかかわらず、法第14条第3項の条例で建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、令第11条から第18条まで及び第21条から第25条までに定める事項の例によるもの、次条から第23条までに定める事項並びに別表第2に定める事項とする。

#### 3 略

(便所)

#### 第17条 略

2 前項の便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 車椅子使用者用便房を1以上設けること。

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

#### 3 略

4 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、令第14条第3項の規定により水洗器具(第2項第4号イの規定により設ける水洗器具を除く。)を設けるときは、当該水洗器具と便器は別のものでなければならない。

(1)～(3) 略

5 便所内に令第14条第2項又は第3項の規定による便房を設けるときは、建築物の主たる出入口の付近に、当該便房を設けていることを表

部分に限る。)

ウ 便所の出入口に係る令第18条第2項第2号(令第25条第1項(同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。)に定める基準

(建築物移動等円滑化基準の付加等)

#### 第15条 略

2 条例対象小規模特別特定建築物については、前項の規定にかかわらず、法第14条第3項の条例で建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、令第11条から第17条まで及び第20条から第24条までに定める事項の例によるもの、次条から第23条までに定める事項並びに別表第2に定める事項とする。

#### 3 略

(便所)

#### 第17条 略

2 前項の便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

#### 3 略

4 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、令第14条第1項第2号の規定により水洗器具(第2項第3号イの規定により設ける水洗器具を除く。)を設けるときは、当該水洗器具と便器は別のものでなければならない。

(1)～(3) 略

5 便所内に令第14条第1項第1号又は第2号の規定による便房を設けるときは、建築物の主たる出入口の付近に、当該便房を設けているこ

示する標識を設けなければならない。ただし、当該出入口の付近に令第21条第1項の規定による案内板その他の設備を設ける場合は、この限りでない。

6 前項の標識は、令第20条に規定する標識に準じたものでなければならない。

(移動等円滑化経路)

第19条 地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等(令第19条第3項に規定する場合にあっては、建築物の車寄せ。以下同じ。)から当該利用居室までの経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、床面積の合計が500平方メートルに満たない特別特定建築物については、次の各号のいずれにも該当するときは、令第19条第2項第1号に定める基準(他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。)は適用しない。

(1)～(3) 略

2 略

(共同住宅の特例)

第20条 共同住宅においては、道等から各住戸までの経路(地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。以下同じ。)のうち1以上を、移動等円滑化経路に準じて高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「準移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。この場合において、共同住宅が次の各号のいずれにも該当するときは、令第19条第2項第1号に定める基準(他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。)に適合することを要しない。

(1)・(2) 略

2 略

(案内設備)

第21条の2 次に掲げる場合は、令第21条第

とを表示する標識を設けなければならない。ただし、当該出入口の付近に令第20条第1項の規定による案内板その他の設備を設ける場合は、この限りでない。

6 前項の標識は、令第19条に規定する標識に準じたものでなければならない。

(移動等円滑化経路)

第19条 地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等(令第18条第3項に規定する場合にあっては、建築物の車寄せ。以下同じ。)から当該利用居室までの経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、床面積の合計が500平方メートルに満たない特別特定建築物については、次の各号のいずれにも該当するときは、令第18条第2項第1号に定める基準(他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。)は適用しない。

(1)～(3) 略

2 略

(共同住宅の特例)

第20条 共同住宅においては、道等から各住戸までの経路(地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。以下同じ。)のうち1以上を、移動等円滑化経路に準じて高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「準移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。この場合において、共同住宅が次の各号のいずれにも該当するときは、令第18条第2項第1号に定める基準(他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。)に適合することを要しない。

(1)・(2) 略

2 略

(案内設備)

第21条の2 次に掲げる場合は、令第20条第

1項の規定により設ける設備の付近に、回転灯  
その他聴覚障害者に緊急情報の内容を伝達する  
ことができる設備を設けなければならない。た  
だし、聴覚障害者の利用上支障がないものとし  
て知事が定める場合は、この限りでない。

(1)・(2) 略

(案内設備までの経路)

第21条の3 不特定かつ多数の者が利用し、又  
は主として視覚障害者が利用する建築物(令第  
21条第2項の規定による設備又は同条第3項  
の規定による案内所が設けられたものを除く。)  
には、道等から主たる出入口までの経路のうち  
1以上を視覚障害者移動等円滑化経路(公益事  
業の事務所にあっては、準視覚障害者移動等円  
滑化経路)にしなければならない。ただし、次の  
各号のいずれかに該当するときは、この限りで  
ない。

(1) 略

(2) 令第21条第3項の規定の例による案  
内所を設け、道等から当該案内所までの経路  
を視覚障害者移動等円滑化経路とするとき。

2 道等に線状ブロック等が敷設されているとき  
は、当該敷設された場所から令第22条第1項  
の規定による視覚障害者移動等円滑化経路又は  
前項の規定による視覚障害者移動等円滑化経路  
までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円  
滑化経路(公益事業の事務所にあっては、準視覚  
障害者移動等円滑化経路)にしなければならない  
い。

(劇場等の客席の構造)

第25条

車椅子使用者用部分は、次に掲げるものとする

1項の規定により設ける設備の付近に、回転灯  
その他聴覚障害者に緊急情報の内容を伝達する  
ことができる設備を設けなければならない。た  
だし、聴覚障害者の利用上支障がないものとし  
て知事が定める場合は、この限りでない。

(1)・(2) 略

(案内設備までの経路)

第21条の3 不特定かつ多数の者が利用し、又  
は主として視覚障害者が利用する建築物(令第  
20条第2項の規定による設備又は同条第3項  
の規定による案内所が設けられたものを除く。)  
には、道等から主たる出入口までの経路のうち  
1以上を視覚障害者移動等円滑化経路(公益事  
業の事務所にあっては、準視覚障害者移動等円  
滑化経路)にしなければならない。ただし、次の  
各号のいずれかに該当するときは、この限りで  
ない。

(1) 略

(2) 令第20条第3項の規定の例による案  
内所を設け、道等から当該案内所までの経路  
を視覚障害者移動等円滑化経路とするとき。

2 道等に線状ブロック等が敷設されているとき  
は、当該敷設された場所から令第21条第1項  
の規定による視覚障害者移動等円滑化経路又は  
前項の規定による視覚障害者移動等円滑化経路  
までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円  
滑化経路(公益事業の事務所にあっては、準視覚  
障害者移動等円滑化経路)にしなければならない  
い。

(観客席の構造)

第25条 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会  
場、公会堂、競技場その他多数の者が利用する  
施設(以下「劇場等」という。)の観客席には、  
知事が別に定めるところにより、車いす使用者  
が円滑に利用できる部分(以下「車いす使用者用  
客席」という。)を設けるよう努めなければなら  
ない。

2 車いす使用者用客席は、次に掲げるものでな

よう努めなければならない。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) その他知事が別に定める基準に適合すること。

別表第1(第14条関係、第19条関係)

区分		規模
公立小学校等	令第19条第2項第5号に定める基準を適用する場合(以下「エレベーターの場合」という。)	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
特別支援学校	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
各種学校又は専修学校	令第19条第2項第2号(主たる出入口に適用する場合に限る。)及び第7号に定める基準を適用する場合(以下「玄関及び敷地内通路の場合」という。)	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用	床面積の合計500平方メートル以上

なければならない。

- (1) 床は平坦であること。
- (2) 車いす使用者1人につき、幅90センチメートル以上、奥行き120センチメートル以上とすること。
- (3) 略
- (4) 略

別表第1(第14条関係、第19条関係)

区分		規模
公立小学校等	令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合(以下「エレベーターの場合」という。)	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
特別支援学校	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
各種学校又は専修学校	令第18条第2項第2号(主たる出入口に適用する場合に限る。)及び第7号に定める基準を適用する場合(以下「玄関及び敷地内通路の場合」という。)	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用	床面積の合計500平方メートル以上

	する場合	ル以上
公立小学校等、特別支援学校、各種学校又は専修学校以外の学校	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
病院	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
診療所	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計100平方メートル以上
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
集会所又は公会堂	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
展示場	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上

	する場合	ル以上
公立小学校等、特別支援学校、各種学校又は専修学校以外の学校	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
病院	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
診療所	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計100平方メートル以上
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
集会所又は公会堂	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
展示場	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上

	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計500平方メートル以上
百貨店、マーケット その他の物品販売業を営む店舗	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計100平方メートル以上
ホテル又は旅館	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	客室の総数が10以上、かつ、床面積の合計200平方メートル以上
公益事業の事務所	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
共同住宅、寄宿舎又は下宿	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	階数が3以上、かつ、床面積の合計500平方メートル以上1,000平方メートル以上

	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計500平方メートル以上
百貨店、マーケット その他の物品販売業を営む店舗	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計100平方メートル以上
ホテル又は旅館	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	客室の総数が10以上、かつ、床面積の合計200平方メートル以上
公益事業の事務所	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
共同住宅、寄宿舎又は下宿	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	階数が3以上、かつ、床面積の合計500平方メートル以上1,000平方メートル以上

		0平方メートル未満又は床面積の合計1,000平方メートル以上			0平方メートル未満又は床面積の合計1,000平方メートル以上
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て		その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て		その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
公共体育館等又はボウリング場	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上	公共体育館等又はボウリング場	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て		その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
遊技場	玄関及び敷地内通路の場合	全て	遊技場	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計1,000平方メートル以上		その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
特定運動施設	玄関及び敷地内通路の場合	全て	特定運動施設	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上		エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動	床面積の合計5		その他の建築物移動	床面積の合計5

	等円滑化基準を適用する場合	00平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
公衆浴場	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計500平方メートル以上
飲食店又は銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計100平方メートル以上
クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計50平方メートル以上
理髪店、美容院その他これらに類するサービス業を営む	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動	床面積の合計1

	等円滑化基準を適用する場合	00平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
公衆浴場	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計500平方メートル以上
飲食店又は銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計100平方メートル以上
クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計50平方メートル以上
理髪店、美容院その他これらに類するサービス業を営む	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動	床面積の合計1

店舗	等円滑化基準を適用する場合	00平方メートル以上
自動車教習所等	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計500平方メートル以上
ターミナル	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
公衆便所	エレベーターの場合	床面積の合計50平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
公共用歩廊	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計1,000平方メートル以上

備考 工事期間中に限ってその用途に供される仮設建築物（令第5条に定める用途のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上の

店舗	等円滑化基準を適用する場合	00平方メートル以上
自動車教習所等	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計500平方メートル以上
ターミナル	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
公衆便所	エレベーターの場合	床面積の合計50平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
公共用歩廊	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計1,000平方メートル以上

備考 工事期間中に限ってその用途に供される仮設建築物（令第5条に定める用途のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上の

ものを除く。)は、特別特定建築物には含まれないものとする。

ものを除く。)は、特別特定建築物には含まれないものとする。